

岡山デニム世界進出支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第一条 岡山デニム世界進出支援事業補助金の運用については、岡山県補助金等交付規則（昭和四十一年岡山県規則第五十六号。以下「規則」という。）及び岡山デニム世界進出支援事業補助金交付要綱（平成23年3月31日付け産振第506号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。
(補助金の申請等)

第二条 県産業労働部長は、県内繊維企業からの補助金交付申請書の提出後、申請者の主たる事務所の所在地を含む市町村へ様式により、補助金交付申請書に添付された事業計画書の内容について意見照会を行うとともに当該事業計画書の写しを送付するものとする。

2 前項の意見照会がなされた市町村長は、当該事業計画書の内容に対し、自ら補助する旨の申し出を含め意見を提出することができる。

(補助金交付の決定)

第三条 県は、予算の範囲内において前条第2項の規定に基づき市町村長から提出された意見を踏まえ、申請者が提出した事業計画の内容を次の各号に掲げる事項により審査し、補助金の交付を決定するものとする。

- 一 製品の内容が海外販路拡大の可能性が高い、特徴あるものである。
- 二 海外の展示商談会・見本市で商談の相手方を確保するための取組がある。
- 三 海外の展示商談会・見本市で製品の売り込みを目指す対象が明確である。
- 四 海外の展示商談会・見本市に意思決定できる者の参加がある。
- 五 繊維産業集積地の活性化につながるものである。

(補助金の対象とする海外の展示商談会・見本市)

第四条 要綱第2条第二号の海外の展示商談会・見本市は、補助対象展示会選定会議（以下「選定会議」という。）において定めるものとする。

2 選定会議の設置及び運営に関しては、別に定めるものとする。

(複数展示会への出展する場合の取扱等)

第五条 要綱第3条に規定する補助限度額のうち、海外の展示商談会・見本市の出展料又は会場賃借料は、一の展示会当たりの補助限度額とする。

2 複数の展示商談会・見本市への出展を希望する者は、一会計年度中に二を限度に要綱第4条に規定する申請をすることができる。ただし、この場合、補助金交付申請額の合計額が100万円を超える申請をすることはできない。

3 前項により複数の申請を行う者は、優先順位を附して申請を行うものとする。

4 補助金の交付決定にあたっては、前項の優先順位が第一位の申請の中から決定した後、優先順位が第二位の申請の中から決定する。

5 第一位の申請に係る決定にあたっては、補助率を2分の1、補助限度額を50万円とするが、予算を超える申請があった場合は、補助率を2分の1以下、補助限度額を50万円以下とする。

6 第二位の申請に係る決定にあたっては、第一位の申請に係る補助金額の決定後、予算の範囲内において、補助率を2分の1以下、補助限度額を50万円以下とする。

(研修等を実施する組合等の取扱)

第六条 要綱第3条に規定する、県内の繊維企業が海外への事業展開を行うための研修を実施する組合等は、一会計年度中一度に限り申請を行うことができる。

(補助対象経費の範囲等)

第七条 要綱第3条に規定する補助対象経費のうち、海外の展示商談会・見本市の出展料又は会場賃借料には、海外送金手数料等金融機関に支払う経費は含まない。

2 補助対象経費に対して国など他団体からの補助金等(以下「他団体補助金等」という。)が交付される場合の補助金の額は、他団体補助金等の額と補助金の額との合計額が補助対象経費を超える額を差し引いた額とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。